

変更契約施行表 ( 金額変更 )

( 建築住宅課 )

1. 工事番号	築 第 35 号									
2. 工事名	広瀬歴史記念館展示館照明設備改修工事									
3. 請負業者	秋山工業(株) 代表取締役 秋山 周三									
4. 請負金額	¥11,463,000円									
5. 工事期間	令和7年10月14日 ~ 令和8年3月4日									
6. 変更日	令和8年2月3日									
7. 変更金額	<table border="0"> <tr> <td>変更前</td> <td>¥11,122,100 - (内消費税金額</td> <td>¥1,011,100 -)</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>¥11,463,000 - (内消費税金額</td> <td>¥1,042,090 -)</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>¥340,900 - (内消費税金額</td> <td>¥30,990 -)</td> </tr> </table>	変更前	¥11,122,100 - (内消費税金額	¥1,011,100 -)	変更後	¥11,463,000 - (内消費税金額	¥1,042,090 -)	増減額	¥340,900 - (内消費税金額	¥30,990 -)
変更前	¥11,122,100 - (内消費税金額	¥1,011,100 -)								
変更後	¥11,463,000 - (内消費税金額	¥1,042,090 -)								
増減額	¥340,900 - (内消費税金額	¥30,990 -)								
8. 変更理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記念室の配線ダクト支持位置が、プレキャストコンクリートのつなぎ目となるため、配列の変更を行う。</li> <li>・ 外部照明について既設流用予定の埋設電線管の状態が悪いため、更新を行う。また、一部器具の固定方法の変更を行う。</li> <li>・ 事業課の要望により水銀灯ランプとスポットライトを追加する。</li> </ul>									

# 変更契約施行表（金額変更）

（農林水産課）

1. 工事番号	農土 第 2 号												
2. 工事名	柳谷中池改修工事（その3）												
3. 受注者	（有）松木土木 代表取締役 近藤 光治												
4. 請負金額	¥7,621,000-												
5. 工事期間	令和7年10月2日 ~ 令和8年2月28日												
6. 変更日	令和 8 年 2 月 3 日												
7. 変更金額	<table border="0"> <tr> <td>変更前</td> <td>¥7,568,000-</td> <td>（内消費税額</td> <td>¥688,000-</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>¥7,621,000-</td> <td>（内消費税額</td> <td>¥692,818-</td> </tr> <tr> <td>増(減)額</td> <td>¥53,000-</td> <td>（内消費税額</td> <td>¥4,818-</td> </tr> </table>	変更前	¥7,568,000-	（内消費税額	¥688,000-	変更後	¥7,621,000-	（内消費税額	¥692,818-	増(減)額	¥53,000-	（内消費税額	¥4,818-
変更前	¥7,568,000-	（内消費税額	¥688,000-										
変更後	¥7,621,000-	（内消費税額	¥692,818-										
増(減)額	¥53,000-	（内消費税額	¥4,818-										
8. 変更理由	<p>練石積工について、現地照査にて官民境にある民地重力式擁壁（前面転び）の根入れを確認したところ、想定よりも深く、練石積工が干渉することが判明した。よって、干渉しないよう再計画したところ、練石積工の高さ及び延長が増加し、施工面積が8㎡増加することとなった。</p> <p>以上より、増額変更致したい。</p>												

# 変更契約施行表（金額・工期）

（ 都市計画課 ）

1. 工事番号	都 第 4 号		
2. 工事名	護摩谷川改良工事		
3. 請負業者	(株)東新建設 代表取締役 白石 哲也		
4. 請負金額	¥7,919,000円（うち消費税額 ¥719,909）		
5. 工事期間	変更前 令和 7年 9月18日 ～ 令和 8年 2月20日 変更後 令和 7年 9月18日 ～ 令和 8年 3月31日		
6. 変更日	令和 8年 2月 5日		
7. 変更金額	変更前	¥6,996,000（内消費税額	¥636,000）
	変更後	¥7,919,000（内消費税額	¥719,909）
	増 額	¥923,000（内消費税額	¥83,909）
8. 変更理由	SP. 0 付近の雑木が流水を阻害する状態になっているため、底張工の範囲について、SP. 0～BC. 2の区間を追加して施工することとした。また、それに伴い、工期末を令和8年3月31日まで延伸する。		

# 変更契約施行表（金額変更）

（道 路 課）

1. 工事番号	道整第 13号
2. 工事名	萩生栗林線道路舗装工事
3. 受注者	(有)ヒカリ開発 代表取締役 白石 光
4. 請負金額	¥8,038,000円 (内消費税 ¥730,727円)
5. 工事期間	令和7年11月10日～令和8年2月20日
6. 変更日	令和8年2月5日
7. 変更金額	変更前 ¥7,733,000円 (内消費税額 ¥703,000円) 変更後 ¥8,038,000円 (内消費税額 ¥730,727円) 増額 ¥305,000円 (内消費税額 ¥27,727円)
8. 変更理由	本工事施工にあたり着工前調査を行ったところ、区画線について両側全線に既設区画線の復旧が必要であることが判明したため、外側線を246m追加し419mとする。以上の理由により増額変更致したい。

# 変更契約施行表（金額変更）

（道 路 課）

1. 工事番号	道地第 5号
2. 工事名	上部東西線（道路）道路舗装工事（その1）
3. 受注者	（株）小笠原興業 代表取締役 小笠原 誉
4. 請負金額	¥15,369,000円（内消費税 ¥1,397,181円）
5. 工事期間	令和7年11月10日～令和8年2月27日
6. 変更日	令和8年2月6日
7. 変更金額	変更前 ¥15,070,000円（内消費税額 ¥1,370,000円） 変更後 ¥15,369,000円（内消費税額 ¥1,397,181円） 増額 ¥299,000円（内消費税額 ¥27,181円）
8. 変更理由	歩道部において粒度試験を実施した結果、既設路床が粗粒土であることが判明したため、フィルター層の施工を取りやめることとした。これに伴い、フィルター層厚分の路床盛土が必要となり、盛土材については、同区間の水道課発注工事における残土を工事間流用することとした。また、舗装時に支障となる除草の処分費を設計変更にて計上することとした。以上の理由から増額変更いたしたい。

# 変更契約施行表（金額変更）

（道 路 課）

1. 工事番号	道整第 9号
2. 工事名	港町繁本東筋線道路舗装工事
3. 受注者	(株)小笠原興業 代表取締役 小笠原 誉
4. 請負金額	¥13,573,000円 (内消費税 ¥1,233,909円)
5. 工事期間	令和7年12月10日 ~ 令和8年2月20日
6. 変更日	令和8年2月6日
7. 変更金額	変更前 ¥12,210,000円 (内消費税額 ¥1,110,000円) 変更後 ¥13,573,000円 (内消費税額 ¥1,233,909円) 増額 ¥1,363,000円 (内消費税額 ¥123,909円)
8. 変更理由	工事の実施にあたり、再度、現地調査を実施したところ、現状の舗装に亀甲上の亀裂が走っていることを確認した。当該の道路は交通量の多い幹線道路であることから、放置しておくとも路面の損傷が進行し、安全な通行が確保できなくなると想定できるため舗装工を増工する。上記の理由により増額変更したい。

# 変更契約施行表（金額変更）

（道 路 課）

1. 工事番号	道整第 12号
2. 工事名	宇高田の上線道路整備工事
3. 受注者	(有)藤沢土建 代表取締役 藤澤 龍一
4. 請負金額	¥6,448,000円 (内消費税 ¥586,181円)
5. 工事期間	令和7年11月7日 ~ 令和8年2月20日
6. 変更日	令和8年2月13日
7. 変更金額	変更前 ¥6,270,000円 (内消費税額 ¥570,000円) 変更後 ¥6,448,000円 (内消費税額 ¥586,181円) 増 額 ¥178,000円 (内消費税額 ¥16,181円)
8. 変更理由	既設水路の取り壊しを実施すると、既設管の接続箇所が、φ75が1箇所、φ100が2箇所、φ125が2箇所新たに見つかったため復旧を追加する。地先の土間コンクリートを復旧に当たり、汚水柵や給水施設の高さ調整が必要となったため追加する。既設舗装との取り合いにより舗装復旧を3m2追加する。以上の理由により増額変更いたしたい。

# 変更契約施行表（金額）

（ 都市計画課 ）

1. 工事番号	都 第 1 0 号		
2. 工 事 名	滝の宮公園再整備工事（歩道整備その3）		
3. 請負業者	（株）堀江建設工業所 代表取締役 堀江 洋		
4. 請負金額	¥14,592,000円（うち消費税額 ¥1,326,545）		
5. 工事期間	変更なし		
6. 変 更 日	令和 8年 2月16日		
7. 変更金額	変更前	¥12,408,000（内消費税額	¥1,128,000）
	変更後	¥14,592,000（内消費税額	¥1,326,545）
	増 額	¥2,184,000（内消費税額	¥198,545）
8. 変更理由	<p>取付擁壁工について、改良区との協議により、池の余水吐けから離隔を取る必要が出来たため構造を変更した。また、公園利用者の安全を確保するために交通誘導員を2名追加した。以上の理由により、増額変更を行いたい。</p>		

# 変更契約施行表（金額変更）

（道 路 課）

1. 工事番号	道街第 5号
2. 工事名	上部東西線(街路)道路改良工事(その11)
3. 受注者	(株)大原組 代表取締役 大原 一人
4. 請負金額	¥27,809,000円 (内消費税 ¥2,528,090円)
5. 工事期間	令和7年5月8日～令和8年2月20日
6. 変更日	令和8年2月17日
7. 変更金額	変更前 ¥26,728,699円 (内消費税額 ¥2,429,881円) 変更後 ¥27,809,000円 (内消費税額 ¥2,528,090円) 増 額 ¥1,080,301円 (内消費税額 ¥98,209円)
8. 変更理由	No. 57+10付近において設置予定であった進入路において、地権者と協議した結果、設置位置が変更となり、隣接工事内で対応することとなったため、本工事内での施工を取りやめることとした。また、当初と現況地盤が異なっていたため、残土処分量が増となり、さらに四国中央市発注工事へ工事間流用することとなった。以上の理由から設計を精査したところ、増額変更いたしたい。

変更契約施行表 ( 金額変更 )

( 建築住宅課 )

1. 工事番号	築 第 33 号												
2. 工事名	治良丸北団地解体工事												
3. 請負業者	(株)菅工務店 代表取締役 菅 公逸												
4. 請負金額	¥20,457,000円												
5. 工事期間	令和7年11月6日 ~ 令和8年3月5日												
6. 変更日	令和8年2月24日												
7. 変更金額	<table border="0"> <tr> <td>変更前</td> <td>¥19,250,000</td> <td>— (内消費税金額</td> <td>¥1,750,000 -)</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>¥20,457,000</td> <td>— (内消費税金額</td> <td>¥1,859,727 -)</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>¥1,207,000</td> <td>— (内消費税金額</td> <td>¥109,727 -)</td> </tr> </table>	変更前	¥19,250,000	— (内消費税金額	¥1,750,000 -)	変更後	¥20,457,000	— (内消費税金額	¥1,859,727 -)	増減額	¥1,207,000	— (内消費税金額	¥109,727 -)
変更前	¥19,250,000	— (内消費税金額	¥1,750,000 -)										
変更後	¥20,457,000	— (内消費税金額	¥1,859,727 -)										
増減額	¥1,207,000	— (内消費税金額	¥109,727 -)										
8. 変更理由	<p>解体工事の進捗に伴い雑排水処理槽が発見されたことから、撤去する必要が生じた。また、産業廃棄物及び交通誘導員について、設数量と実施数量に差異が生じた。</p> <p>上記事由により、設計変更を行う。</p>												

# 変更契約施行表（金額）

（ 都市計画課 ）

1. 工事番号	都受 第 1 号		
2. 工事名	住友山田社宅周辺整備工事		
3. 請負業者	河端建設（株） 代表取締役 川嶋 理江		
4. 請負金額	¥17,298,000円（うち消費税額 ¥1,572,545）		
5. 工事期間	変更なし		
6. 変更日	令和8年2月5日		
7. 変更金額	変更前	¥18,205,000（内消費税額	¥1,655,000）
	変更後	¥17,298,000（内消費税額	¥1,572,545）
	増 額	-¥907,000（内消費税額	-¥82,455）
8. 変更理由	<p>縁石工、防草工、真砂土敷設工について、来年度施工予定部分との取り合いを考慮し、本工事から一部減工する。また、門扉Aにおいて、当初は既存の門扉を復旧することとしていたが、景観の調和を考慮し、外国人社宅の門扉と同様の門扉に変更する。以上を精査した結果、減額変更にて対応致したい。</p>		